

# 第1編 総則

# 第1編 総 則

## 第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急処理事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行う。

## 第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から~~60~~70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。

そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされている状況である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「**武力攻撃事態**

対処法事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

~~本計画は、国民保護法第35条の規定に基づき策定するものである。~~

### 第3章 計画の位置づけ

計画は、国民保護法第35条の規定に基づき、策定するものである。

#### 1 計画に定める事項

計画は、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第32条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 計画の構成

計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総則

第2編 平素における準備編

第3編 武力攻撃事態等対処編

第4編 市民生活の安定編

第5編 財政上の措置編

第6編 緊急対処事態対処編

#### 3 計画の見直し

計画は、国民保護に関する埼玉県計画(以下「埼玉県計画」という。)の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

### 第4章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

- 基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障  
市は、国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。
- 国民の権利利益の迅速な救済  
市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。  
また、これらの手続きに関連する文書を適切に保存する。
- 国民保護措置実施体制の確立及び連携  
市は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。
- 準備体制の充実  
市は、武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平素における準備体制の充実を図る。
- 情報の伝達と共有化の確保  
市は、住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。
- 市民の自助・共助  
市は、武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市民の自主的な備え地域での助け合いの充実を図る。
- 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障  
市は、指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護の措置を実施するにあたっては、その実施方法等について、県及び市から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する県の救援措置に対する協力や団体あるいは個人のボランティア活動の調整などの国民保護の措置については、その人道的特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護の措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○ 災害時要援護者要配慮者の保護

市は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

○ 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

## 第5章 鶴ヶ島市の概況

### 第1節 地理的特性

#### (1) 位置

本市は、埼玉県ほぼ中央にあり、都心から約45kmに位置し、東及び南を川越市、北を坂戸市、西を日高市と接している。

#### (2) 地形

地形は、ほぼ平坦で荒川の支流である入間川と高麗川に囲まれた入間台地の北部先端にあり、市内に小河川の飯盛川と大谷川が流れている。この川筋に沿って北西から南東方向にわずかな起伏が見られる。

#### (3) 気候

夏は高温多湿、冬は低温乾燥という典型的な太平洋岸の気候である。

また、冬から春先にかけての乾燥した季節風、いわゆる「秩父おろし」が特徴である。

平成~~8~~21年から平成~~17~~30年の10年間の年平均気温が~~15.3~~15.4℃、年平均降水量が~~1,414~~約1,246mmである。昭和~~61~~平成11年から平成~~7~~20年の10年間を比較すると、年平均気温が約~~0.70~~0.1℃上昇し、年平均降水量は約~~51166~~mm減少している。

①過去10年間の気温等

(坂戸・鶴ヶ島消防組合)

年次	気温 (℃)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 21	15.4	37.2	-4.3	1.7	77.3	1,142.0
22	15.6	37.9	-5.0	1.7	78.0	1,264.0
23	15.1	39.8	-6.8	1.8	74.9	1,318.5
24	14.9	37.5	-6.2	2.0	74.9	1,214.0
25	15.5	38.4	-5.3	2.0	73.5	1,140.5
26	15.1	38.4	-4.6	1.9	72.1	1,490.0
27	15.8	37.9	-3.5	1.8	71.2	1,322.0
28	15.6	36.7	-5.8	1.8	74.3	1,133.0
29	15.0	36.8	-5.9	1.9	72.7	1,347.0
30	16.3	39.9	-6.0	1.8	73.5	1,092.0

②過去5年間の月別降水量

(坂戸・鶴ヶ島消防組合)

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
平成 26	5.0	80.5	46.0	49.0	64.5	476.5	164.5
27	41.5	38.0	51.0	84.5	49.0	169.0	256.5
28	57.5	46.0	70.0	81.0	40.5	104.5	72.0
29	13.5	5.5	76.5	63.0	70.5	78.5	178.5
30	16.5	15.0	169.0	44.0	115.0	134.5	109.0

8月	9月	10月	11月	12月	合計
114.0	115.0	284.5	59.0	31.5	1,490.0
153.0	307.0	29.5	106.5	36.5	1,322.0
287.5	198.0	24.0	95.5	56.5	1,133.0
199.5	143.0	491.0	19.5	8.0	1,347.0
126.5	289.5	33.5	13.5	26.0	1,092.0

## 第2節 社会的特性

### (1) 人口の推移

#### ①人口と世帯数

本市は、人口の増加が昭和35年頃からはじまり、昭和40年から50年代にかけて、首都東京の郊外都市として東武東上線沿線の都市化地域を中心に人口が急増したが、近年は人口増加が沈静化している。人口増加が著しかったが、平成2年以降は鈍化している。また、1世帯当たりの世帯人員数は減少の一途をたどり、核家族化が進行している。

・人口と世帯数の推移（国勢調査・各年10月1日現在）

年次	世帯数	人 口			人口密度 (k m <sup>2</sup> /人)	人口 伸率 (%)
		総数	男	女		
昭和50	6,065	20,995	10,827	10,168	1,181.4	43.5
55	10,444	35,842	18,195	17,647	2,017.0	70.7
60	14,946	49,381	25,029	24,352	2,778.9	37.8
平成2	20,585	63,064	32,085	30,979	3,556.9	27.7
7	22,965	66,208	33,653	32,555	3,734.2	5.0
12	24,598	67,638	34,036	33,602	3,814.9	2.2
17	26,556	69,783	35,136	34,647	3,935.9	3.2
22	27,764	69,990	34,950	35,040	3,947.5	0.3
27	28,658	70,255	34,976	35,279	3,980.5	0.4

#### ②昼間人口の推移

本市の昼間人口比率は、昭和40年には96%であったものが、平成7年以降は70%台で推移している。代は90%を超えるものであった。

昭和55年から平成22年までの間は70%台で推移したが、平成27年には昭和50年以来80%を超えるものとなっている。

平成12-27年の国勢調査では、県平均が86.488.9%であるのに対し、本市は県内の市の中で比率が低く、ベッドタウンとしての性格が強い。

・昼間人口の推移（国勢調査・各年10月1日現在）

年次	昼間人口 (A)=(B)+(C)-(D)	常住人口 (B)	昼間人口 比率(%) (A)/(B)	流入人口 (C)	流出口 (D)

昭和 55	28,170	35,842	78.6	3,923	11,595
60	39,322	49,381	79.6	7,698	11,757
平成 2	45,236	63,064	71.7	9,226	27,054
7	47,827	66,208	72.2	11,332	29,713
12	49,618	67,638	73.4	11,550	29,570
17	53,810	69,781	77.1	12,927	28,898
22	55,072	69,990	78.7	11,875	26,793
27	56,715	70,255	80.7	12,801	26,341

※平成7年以前の流入人口と流出人口は15歳以上の数値である。

平成12年以降の流入人口と流出人口は15歳未満の通学者を含む数値である。

### ③高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、増加の一途であり、本格的な超高齢社会を迎えつつある。

・高齢者人口の推移（国勢調査・各年10月1日現在）

年次	高齢者人口（65歳以上）			高齢化率 (%)
	総数	男	女	
昭和 55	1,550	676	874	4.3
60	2,375	991	1,384	4.8
平成 2	3,379	1,358	2,021	5.4
7	4,524	1,907	2,617	6.8
12	6,319	2,792	3,527	9.3
17	8,823	4,163	4,660	12.6
22	12,699	6,137	6,532	18.13
27	17,352	8,182	9,170	24.86

### ④外国人登録国籍別人口の推移

社会全般にわたって国際化が進み、本市においても外国籍の市民が増加傾向である。

・外国人登録国籍別人口の推移（市民課・各年4月1日現在）

年次	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	タイ
平成 26	811	110	250	60	134	11	22
27	859	100	279	51	141	15	26
28	931	98	254	58	155	17	28



<del>ペルー</del>	<del>パキスタン</del>	<del>インドネシア</del>	その他
<del>28</del>	<del>11</del>	<del>7</del>	246
<del>20</del>	<del>10</del>	<del>12</del>	273
<del>16</del>	<del>12</del>	<del>15</del>	349

## (2) 道路の状況

道路は、市のほぼ中央を南北方向に「関越自動車道」が縦貫し、東西方向に「首都圏中央連絡自動車道~~(一部共用)~~」が横断しており、市域の中央付近に両自動車道のジャンクションが、また、両自動車道のインターチェンジが市内に存在するなど、高速道路体系における要衝の地となっている。

また、南北方向に国道407号が、東西方向に県道川越坂戸毛呂山線、県道川越越生線がある。さらに、坂戸市との境界に県道日高川島線がある。

## (3) 鉄道の状況

鉄道は、市の東部を南北に走る東武東上線、西部外周部を東西に走る東武越生線がある。駅は、鶴ヶ島駅、若葉駅及び一本松駅の3駅があり、都心と結ばれている。

## (4) バスの状況

バスは、乗合バス事業者（~~平成23~~令和元年11月11日現在）が「鶴ヶ島駅から川鶴団地」「鶴ヶ島駅から~~川越市伊勢原いせはら~~団地」「鶴ヶ島駅からサイボクナム」「鶴ヶ島駅から伊勢原五丁目」「若葉駅から~~川島町~~八幡団地」「若葉駅から川島町役場」「若葉駅から川越駅」「若葉駅から~~東坂戸~~団地」の~~5-8~~路線が運行されている。

また、~~つるバス及びつるワゴンの運行をしている。~~市内公共交通である「つるバス」が1路線、「つるワゴン」が6路線運行している。

## (5) 国民保護法が定める生活関連等施設

国民保護法が定める生活関連等施設は、東京電力株式会社新所沢変電所が市の西部にある。また、危険物質の取扱施設は~~1-1-7~~51箇所、毒劇物取扱施設は23箇所あり、市内全域に所在している。（平成~~21~~29年度末現在）

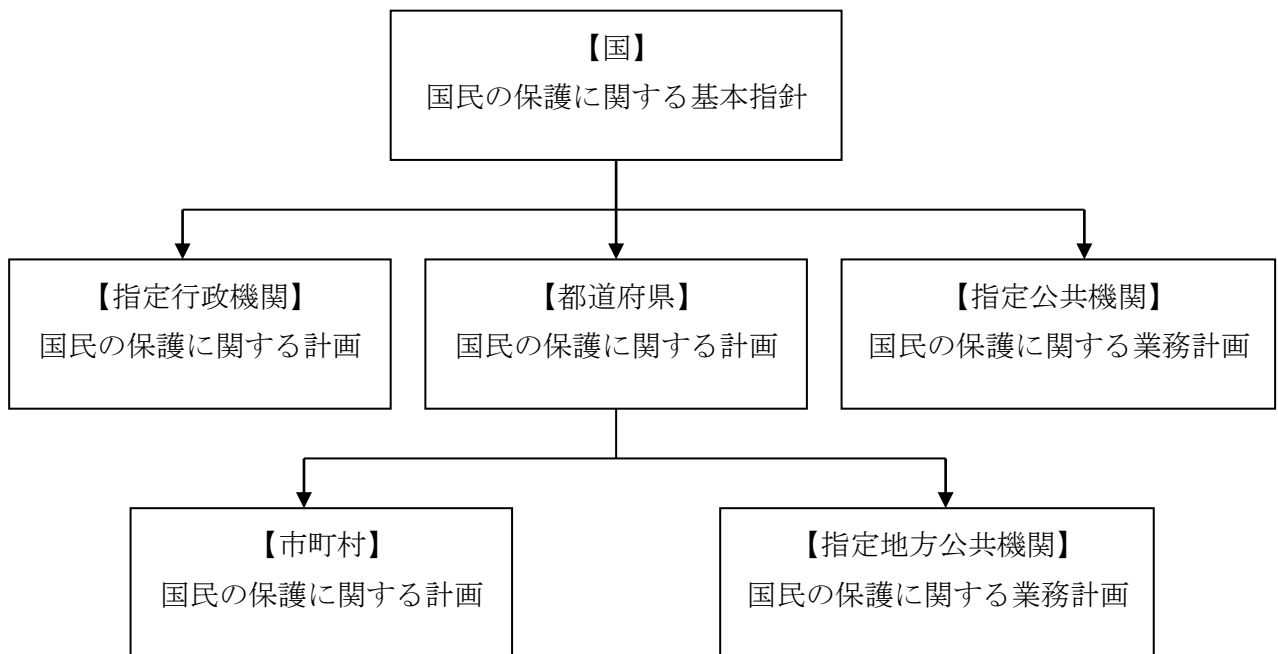
なお、法が定める生活関連等施設ではないが、国土交通省東京航空局坂戸航空無線通信所が市の北部にある。

## 第6章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、市は「国民保護に関する鶴ヶ島市計画」を策定する。



### 第1節 市の責務

市は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

#### (1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ ~~当該地方公共団体の区~~市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市長は、「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、「国民保護に

関する鶴ヶ島市計画」を作成する。

(2) 市が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の住民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民及び被災者の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定
- ⑦ 消防
- ⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

<参考>

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ ~~避難措置の指示、救援の指示・支援、応援の指示、安否情報の収集・提供~~
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ~~④⑥~~ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害攻撃）による汚染への対処より生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ~~⑤⑦~~ 原子炉等による被害の防止危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ~~⑥⑧~~ 危険物質等に関する危険の防止生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ~~⑦⑨~~ 感染症等への対処武力攻撃災害の復旧に関する措置

## 2 県の責務

### (1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、「国民保護に関する埼玉県計画」を作成する。

### (2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村長等への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

## 3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

### (1) 基本的事項

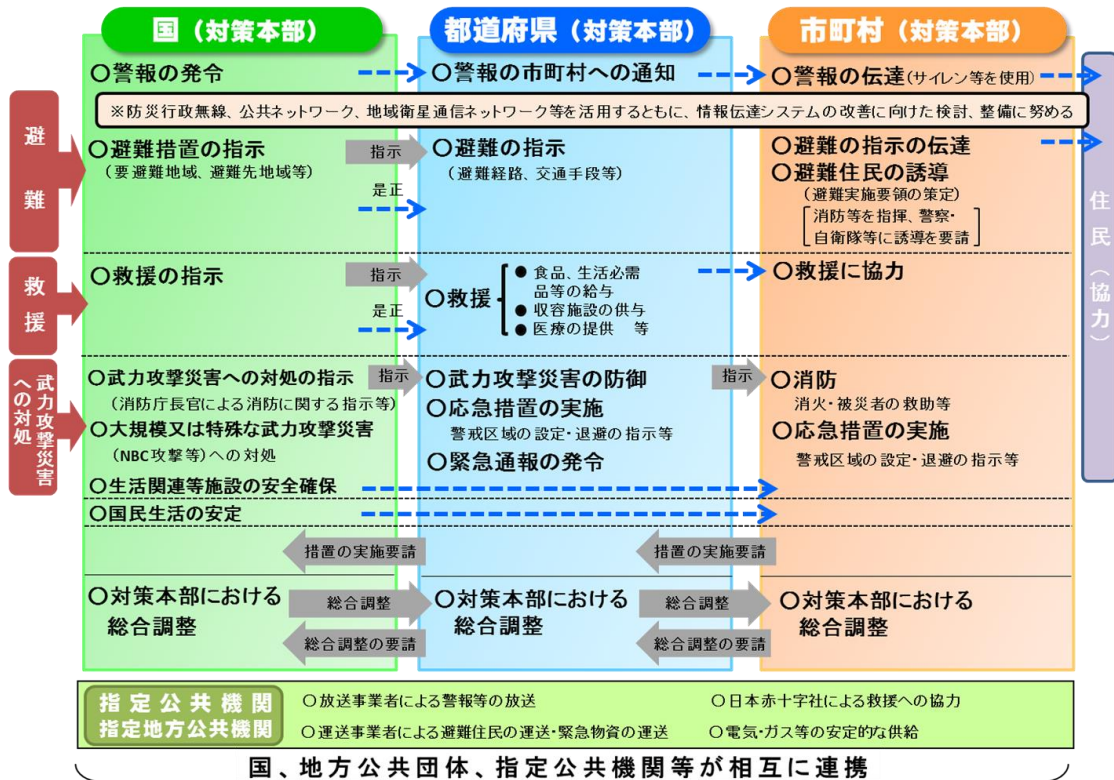
指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

### (2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者  
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者  
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者  
医療の実施
- ④ ライフライン事業者  
電気、ガス、飲料水等の安定供給

- ⑤ 電気通信事業者  
通信の確保

## 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



### 第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。

また、市は、武力攻撃事態等が発生したときに、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。

#### 【関連資料】

- ・ 県、市町村の担当部署、連絡方法
- ・ 消防機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について

### 第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町をはじめとする他市町村と相互に、市域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市町と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保するものとする。

### 第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、商工会、農業協同組合及び社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図る。

### 第5節 市民の協力

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。



## 第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所や市民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし協力体制の整備に努める。

また、要介護者や障害者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、市は事業者等との協力体制の整備に努める。

## 第7節 武力攻撃等の態様と留意点

### 1 武力攻撃事態の特徴と留意点

#### (1) 着上陸侵攻の場合

##### ① 特徴

ア 我が国に対して大規模な着上陸進行が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

##### ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

##### ① 特徴

ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。

そのため、本市においても、鉄道、橋りょう、河川上流自治体、ダムなど、ライフラインのインフラ施設等に対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

## ② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事による緊急通報の発令を受け、市長（又は県知事）は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

## (3) 弾道ミサイル攻撃の場合

### ① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国（又は市）に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

### ② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じ



て目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

#### (4) 航空攻撃の場合

##### ① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

##### ② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに頑丈な施設や地下室等の屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 緊急処理事態

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) 河川上流自治体のダムの破壊等

##### イ 留意点

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、鉄道駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 留意点

大規模集客施設、鉄道駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等（NBC兵器等）による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。